# フレックスタイム制に関する労使協定

株式会社 KPMG Ignition Tokyo と上地 舜 従業員代表とは、労働基準法第32条の3の 規定に基づき、フレックスタイム制について、次のとおり協定する。

(フレックスタイム制の適用従業員)

- 第1条 会社の人事制度におけるランクが以下に該当するもので裁量労働制適用者以外にフレックスタイム制を採用する。
  - アソシエイトソリューションスタッフ
  - アソシエイトテクノロジースタッフ
  - ・アソシエイトプロフェッショナルサポートスタッフ
  - ・プロフェッショナルサポートスタッフ
  - ・シニアプロフェッショナルサポートスタッフ
  - ドメインリーダー
  - ・シニアドメインリーダー
  - ・ドメインディレクター

#### (清算期間)

第2条 労働時間の清算期間は、毎月1日から末日までの1ヶ月とする。

#### (所定労働時間)

第3条 清算期間における所定労働時間は、7時間に清算期間中の所定労働日数を乗じて得た時間とする。

## (1日の標準労働時間)

第4条 1日の標準労働時間は、7時間とする。

### (コアタイム)

- 第5条 コアタイムは、原則として午前11時から午後3時(休憩1時間、実勤務時間3時間)とする。
  - 2. 前項にかかわらず、コアタイムを 2 時間の範囲内で繰り上げ又は繰り下げることができる。ただし、業務上の都合により、会社は従業員の申出内容を変更すること及び従業員からの申出の有無にかかわらず、各人のコアタイムを繰り上げ又は繰り下げを行う場合がある。
  - 3. コアタイムについては原則として勤務していなければならない。

# (フレキシブルタイム)

第6条 フレキシブルタイムは午前7時から午後10時とする。

#### (超過時間の取扱い)

第7条 1ヶ月の実勤務時間の累計が前条の月間所定労働時間を超える場合は、その超えた時間につき、給与規程第21条第2項の定めによる時間外勤務手当を支給する。ただし、固定残業手当が支給されるものについては、給与規程第21条第4項の定めによるものとする。

### (不足時間の取扱い)

第8条 1ヶ月の実勤務時間の累計が前条の月間所定労働時間に不足した場合は、本人の申請に基づき、当該不足時間を半日単位の年次有給休暇に振り替えることができる。 なお、半日単位の年次有給休暇を取得した場合は、3時間30分勤務したものとし て取り扱い、月間所定労働時間の不足分を補てんできる最小限の範囲で振り替える ことができるものとする。

2. 前項にかかわらず、月間所定労働時間が不足する場合は、その不足時間に応じて給与規程第12条の定めによる遅刻・早退控除を行う。

## (有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、2021年 10 月 1 日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の1 ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申し出がないときには、さらに1 年間の有効期間を延長するものとする。

2021年 9月 30日 代表取締役社長 茶谷 公之 (代表取締役社長 茶谷 公之 (従業員代表 上地 舜